

長年の働きに感謝

技能功労賞表彰や勤労者美術展

市は、勤労感謝の日のある11月に、技能功労賞の表彰をしたほか、勤労者美術展などを行います。

問合せは勤労福祉課(079-355-5286)へ。

技能功労賞 13職種18人

「技能功労賞」に13職種18人を選びました。この賞は、同一職種の経験が25年以上あり、現在もその職で働き、優れた技能をもつ55歳以上の市内在住または在勤者を表彰するものです。

【受賞者の皆さん】建築大工：石原敏行(産所町)、川田善美(生瀬高台)、田積信義(津

来年4月採用の学校給食調理員 市職員を募集

申込は11月10日～18日

市は、来年4月採用予定の調理員を募集します。↓下表参照。

申込は申込書などの必要書類を11月10日から18日(土・日曜を除く)までの午前8時45分から午後5時半の間に、人事課(市役所本庁舎5階2079・355-3549)へ提出を。募集要項・申込書は、11月10

対象	基本給月額(※)	定員
昭和30年4月2日以降に出生した人で次のすべての条件を満たす人 ▷調理師免許取得者 ▷学校給食法による義務教育諸学校において、学校給食調理の実務経験が7年以上(平成23年3月31日現在)ある人	22万1648円 ～ 34万3392円	2人

※経歴その他により異なる場合あり。別途諸手当あり

日から人事課で配布するほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「市政情報」の中の「人事情報」からダウンロードできます。
1次試験は11月28日に実施します。

勤労者美術展

11月10日から14日の午前10時から午後5時(14日は正午)まで市民ギャラリーで「勤労者美術展」を開催します。市内在住や在勤の勤労者が制作した洋画、日本画などを展示します。

施設の無料開放

11月23日にサン・アビリティーズにのみやと、ぷらっとアイ(勤労青少年ホーム)の一部を無料開放します。↓左表参照。用具の無料貸出あり。

無料になる施設と時間	
サン・アビリティーズにのみや	トレーニング室、周回走路…午前10時～午後9時
体育室…午前10時～午後2時(クォーターテニスのみ利用可)、午後2時半～9時(バドミントンのみ利用可)	
ぷらっとアイ(勤労青少年ホーム)	体育室…午前10時～午後5時(卓球のみ利用可)

申請はお早めに

父子家庭を対象に 児童扶養手当支給



母子家庭を支給対象としている児童扶養手当が、8月1日から父子家庭にも支給されるようになります。

父母が離婚したり、母が死亡した子(18歳到達後の最初の3月31日まで、または中度以上の障害がある子は20歳未満)などを、父が監護し生計をともにする

私道のアスファルト舗装 条件満たせば 市負担で工事

市は、申請により1回に限り、私道のアスファルト舗装工

策定委員会委員を公募

市は、「西宮市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定するために、策定委員会の公募委員を募ります。

詳しくは健康福祉計画グループ(市役所本庁舎7階)で配布する募集要領か市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「くらす西宮」の中の「福

事を行っています。

申請方法など詳しくは道路補修グループ(0798-353632)へ問合せを。

【舗装の主な条件】道幅が側溝を含めて1.8m以上あり、不特定多数の人が利用していること▽公道から沿道に家屋がおおむね続き、通行や整備に支障になる占有物がないこと▽道沿いの家屋から適正に排水が行わ

れており、当分路面を掘り返さないこと▽所有者や管理者の承諾があり、道沿いの住民の要望があること▽両端が公道に接していること。または一端が公道に接続している行き止まり道で、この道を利用する家屋が10戸以上あることなど
※申請が多数の場合、工事は翌年度以降になることがあります

わが家の耐震改修促進事業

安心・安全の 住まいへ



県と市は、わが家の耐震改修促進事業を行っています。↓下表参照。

この制度は、市などで実施する耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅の改修費用に補助金を交付するものです。ただし、県または市が補助金交付の決定を通知する前に、工事等の契約を行っている場

税務署からの お知らせ

相続・贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いを変更

個人事業税第2期分

個人事業税は、所得税、住民税とは別に個人で事業を行う人にかかる税です。
第2期分の納期限は11月30日です。納税には便利な口座振替をご利用ください。
問合せは西宮県税事務所(0798-399-1512)へ。

わが家の耐震改修促進事業

補助内容	◆市の補助制度			
	一般型		小規模型	
耐震改修計画の策定にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用	耐震改修計画の策定にかかる費用	耐震改修工事にかかる費用
対象者	市内に対象住宅を所有する人			
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、木造住宅の場合は評点1.0未満、非木造住宅の場合は構造耐震指標(IS値)が0.6未満であるなど		昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅で、耐震診断の結果、評点0.7未満であるなど	
補助額 戸建住宅の場合	対象費用の2/3(上限20万円)	対象費用の1/4(上限60万円)(※)	対象費用の1/4(上限30万円)	対象費用の1/2(上限20万円)
備考	改修後の評点が1.0以上になる耐震改修計画であることなどの条件あり	所得が1200万円以下などの条件あり	県の補助制度と一体的に利用(申請時に県の補助金の交付決定の写しが必要)	県の補助制度の対象にならない場合に利用。改修後の評点が0.7以上1.0未満になる耐震改修であることなどの条件あり

※最大20万円の補助金額の加算あり